# 特集「コンゴ民主共和国 大統領選挙」 2011 年 11 月 28 日

## 現職大統領ジョゼフ・カビラの勝利

2011 年 11 月 28 日、予定通りコンゴ民では大統領選挙が行われた。11 名が立候補し、現職のジョゼフ・カビラ・カバンゲ大統領(Joseph Kabila Kabange)が 8,880,944 票を獲得、再選された。対立候補のエティエンヌ・チセケディ(Étienne Tshisekedi)は 5,864,775 票で現職には 3 百万票ほど足りない結果となった。

独立国家選挙管理委員会（CENI）の 2011 年 12 月 8 日の公表によると、下記結果である。

| | |
|---|---|
| 登録有権者数 | 32,024,640 |
| 投票所数 | 64,865 |
| 有効投票者数 | 18,911,572 |
| 投票集成所数 | 60,417 |
| 投票率 | 58.81 % |
| 集成率 | 94.60 % |
| 白紙もしくは無効投票 | 768,468 |
| 有効投票者数 | 18,143,104 |

(CENI ウェブサイト http://www.ceni.gouv.cd/resultats.aspx より)

獲得票数

| 候補者 | 獲得票数 | % |
|---|---|---|
| ジョゼフ・カビラ・カバンゲ | 8,880,944 | 48.95 |
| エティエンヌ・チセケディ・ワ・ムルンバ | 5,864,775 | 32.33 |
| ヴィタル・カメレ・ルワ・カニジニ | 1,403,372 | 7.74 |

（他 8 名は省略）

カビラ、チセケディ両候補の対立が鮮明であった。両人は各州においても最高得票率を競った。

カビラが下記の州で最高得票率であった。(http://radiookapi.net/tag/election-presidentielle ならびに http://radiookapi.net/tag/resultats-par-province/による。)

| | | |
|---|---|---|
| Bandundu | 1,419,619 | 73.40% |
| Katanga | 2,823,234 | 89.97% |
| Maniema | 433,482 | 86.67% |
| Nord-Kivu | 712,317 | 38.78% |
| Province Orientale | 1,279,912 | 62.28% |
| Sud-Kivu | 599,825 | 44.74% |

チセケディは下記の州で最高得票率であった。（上記出所による）

| | | |
|---|---|---|
| Bas-Congo | 626,482 | 74.04% |
| Kasaï-Occidental | 1,026,528 | 75.67% |
| Kasaï-Oriental | 1,386,430 | 70.41% |
| Kinshasa | 1,162,183 | 64.09% |

## カビラ大統領の就任

首都キンシャサでは、前評判通り、チセケディが最高得票をしているのは、興味深いことである。

11 ある州のうち、カビラが 6 州をおさえた。チセケディが 4 州をおさえ、La province d'Equateur(赤道州)1 州だけは他候補者のレオン・ケンゴ (Léon KENGO)が最高得票（772,202 / 39%）となった。

なお次点であったチセケディならびに 3 番手であったヴィタル・カメレは選挙の無効を訴えているが、コンゴ民最高裁判所は 12 月 16 日カビラの当選を確定した。

カビラは他 10 名の対立候補を退け、有効投票の 48.95%を獲得、対立候補チセケディの 32.33%を大きく引き離した。

それをうけてカビラは 12 月 20 日宣誓式を行い、コンゴ民大統領に就任した。2001 年、彼の父ローラン＝デジレ・カビラ (Laurent-Désiré Kabila)が暗殺され、そのあとを受けて大統領に就任、2006 年の選挙で正式に大統領に就任、今回が 2 度目の 5 年任期（quinquennat）に入る。

**カビラの大統領就任宣誓式**
***(ネットニュース« France 24 »所収による)***

## 混乱は続く

次点であったチセケディは 11 月 28 日の選挙結果を拒否している。

2006 年の選挙の時は、第二回目の投票でカビラが勝利をおさめたわけだが、次点のジャン＝ピエール・ベンバ(Jean-Pierre BEMBA)と確執が続き、選挙直後、数百人の死者を出した。今回のこの選挙も、選挙後は次点のチセケディと確執が続くものと予想される。

チセケディは 12 月 23 日選挙結果を不服とし、自らが選ばれた大統領であると自認し、キンシャサ市の Limete 地区内の自宅の庭で、大統領就任の宣誓式を行った。

外国人の選挙監視団（EU 監視団や米国カーター監視団）からは、今回の選挙は信頼性に欠けているとの声明が出ている。特に EU 監視団は次のタイトルで報道プレス関係へコミュニケを発表している。

> *La mission d'observation électorale de l'Union européenne déplore le manque de transparence et les irrégularités dans la collecte, la compilation et la publication des résultats*
>
> *（eu 選挙監視団は、票の回収、集成、結果の発表において透明性の欠如と違反があったことを残念に思う）*

（EU 選挙監視団　プレス用コミュニケ。radiookapi.net 2011 年 12 月 15 日）

2006 年の大統領選の時は、次点のベンバとそのシンパが内乱状態を起こし、数百人にのぼる死者を出したことは有名な事実であり、また張本人のベンバが現在ハーグの国際司法裁判所で裁判を受けている事実を、今回の次点のチセケディは忘れてはいない。彼自身、彼の取り巻き連やシンパたちに冷静さを呼びかけている。冷静さをどこまで保てるか、2011 年 1 月のコンゴ民の憲法改正以来、相当な怨恨が鬱積しているものと思われる。

## コンゴ民の 2011 年 1 月の憲法改正

コンゴ民の 2011 年 2 月 1 日付官報は、憲法の改正を公表した。両院議会が採択し、共和国大統領が憲法的法律を発布する形になっている。改正は、第 71 条、110 条、126 条、149 条、197 条、198 条、218 条、226 条の八か条にわたっている。

この改正項目のなかでもっとも重大視されたのは、大統領選挙を従来の二回にわたってするのではなく、一回だけに限定するという第 71 条であった。

2006 年憲法

> 第 71 条
>
> *Le Président de la République est élu à la majorité absolue des suffrages exprimés. Si celle-ci n'est pas obtenue au premier tour du scrutin, il est procédé, dans un délai de quinze jours, à un second tour.*
>
> *（共和国大統領は有効投票の絶対多数で選出される。第一回目の投票で絶対多数が獲得されないときは、15 日以内に、第二回目の投票にとりかかる。）*

2011 年改正憲法

> 第 71 条
>
> *Le Président de la République est élu à la majorité simple des suffrages exprimés.*
>
> *（共和国大統領は有効投票の単純多数で選出される。）*

あえて注釈すると、絶対多数とは、有効投票の 50%＋1 票以上を獲得した場合のこと。普通、第一回の選挙で一人の候補者が 50%以上を獲得することはほぼありえない。したがって第二回目の選挙へと移行する。

単純多数とは、有効投票のうち、最高得票を獲得した場合を言う。したがって、単純多数制になれば、投票結果で一番が 26%、二番が 25%、三番が 20%という具合に獲得されれば、当然、一番が 26%で当選ということになる。二回目の投票は無い。

この憲法修正案が持ち上がったのは 2010 年の 10 月ごろであった。野党側の代議士たちの中には、国会での賛否を問う数週間前に知らされたという人までいた。野党側の反対の大合唱にもかかわらず、2011 年 1 月 20 日、国会にて、上院下院の五分の三以上の賛成で可決された。

一般的には、憲法改正は、国民投票に付すというのが大前提なのだが、コンゴ民主共和国においては、国会議員の五分の三以上の賛成があれば、憲法改正ができる。これはフランス第五共和制を模したものである。

## フランスの憲法改正

日本で憲法改正というと、「おやっ」と思う人が少なくない。明治憲法以来、«不磨の大典»とされ、改正などは畏れ多くも、といった感じで、これは米軍指導の下に出来上がった昭和 22 年の新憲法になっても同じで、改正はいわばアンタッチャブルのようなもので、明治憲法も新憲法も改正は一度もない。

フランスにおいては、憲法改正はいわばごく普通のことである。2008 年度などは二度にわたって改正している。

しかしながら憲法改正に至るには、多くの審議を経なければならない。1956 年のフランス第五共和制の創設以来、実に 24 回の憲法改正を行い、2011 年度には 25 回目の憲法改正に着手している。この 24 回におよぶ憲法改正は、国民投票（référendum）による改正が 2 回、残りの 22 回は両院合同会議（Congrès）において五分の三以上の賛成で採択されている。

憲法改正には、国民投票による承認あるいは両院合同会議による承認かのどちらかである。

2011 年、25 回目の憲法改正法案に着手している。「財政均衡に関する憲法的法律案」（Projet de Loi constitutionnelle relatif à l'équilibre des finances publiques）の審議過程をみると、まず順序として、2011 年 3 月 16 日、首相 François Fillon により上記法案が下院（Assemblée Nationale）へ提出された。下院では第一読会（1ère lecture）が行われ、その後上院（Sénat）へ回され、上院での第一読会（1ère lecture）において修正案が出され、下院に回され、第二読会（2e lecture）。そしてまた上院に回され、上院での第二読会（2e lecture）。その後、また下院に回され、そこで第三読会が開かれ、2011 年 7 月 13 日、下院において了承された。

このあとに残る手続きは、両院合同会議（Congrès）による採決である。これで五分の三以上が賛成すれば、上記の憲法的法律案は憲法の一部となる。

## しかしコンゴ民では…

当時のコンゴ民の新聞報道によると、コンゴ民ではこのようなフランスが持つ上下両院の読会が頻繁に行われた形跡が無く、行政府側から上がってきたこの法案が、短期日のうちに国会で採決の投票（1 月 20 日）という形になったのは驚きである。この間に、野党側の議員にはなるべく知らせないような努力を払っていたような形跡さえある。両院による数度にわたる読会もなく、新聞、インターネット等でのお知らせもなく、いわば全く国民の世論を喚起しないまま憲法改正が成り立ったわけである。

## 「共和国大統領は有効投票の単純多数で選ばれる。」

このような改正はフランス文明圏では前代未聞である。第五共和制の民主政体そのものにかかわる重大事であるからである。本来ならば、国民世論を喚起して、国民全体の議論にするべきであろう。そうなると当然国民投票という形を取らざるを得ない。コンゴ民憲法第 218 条では、憲法提案がなされた後は、両院議会の絶対多数の承認ののち、国民投票に付すことができることになっている。

しかし、そのような形はとられなかった。

この憲法改正をうけて新たにコンゴ民の選挙法典（Loi électorale）が改定された。2011 年 7 月 1 日付の選挙法典の冒頭の理由書（Exposé des motifs）には、はっきりと明言されている。

> *Ces modifications portent notamment sur:*
> *- la réduction du nombre de tours pour l'élection présidentielle;*
> *（中略）*
> *Telle est l'économie générale de la présente loi.*
>
> *「2011 年 1 月 20 日の憲法改正。これらの改正は特に次の点に関するものである：大統領選挙のための(投票)回数の縮小。」*

この憲法改正により第二回目の決選投票という形が無くなった。

2010 年の象牙海岸国での大統領選、同年のギニアでの大統領選、すべて第二回目の投票で、野党側が次点候補側につき、第一回の投票で最高得点を獲得したものが、第二回目の投票で敗北する姿を目の当たり見ている。

そこでジョゼフ・カビラ大統領は大統領選の投票を一回だけにするという形を憲法に持ち込んだ。これによって現職大統領は勝利をおさめた。が、この改正は、この国の将来にとって、重大な禍根を残す種になるかもしれない。

2012 年 1 月 6 日　M.H

株式会社フランシール
〒171-0021 東京都豊島区西池袋 3-33-6
菊池ビル 3 階
TEL：03-5985-4875 / FAX：03-5985-4876
http://www.franchir-japan.co.jp/index.html

**AFRICA NAVI 特集　2012 年 1 月 6 日**
アフリカ・ナビではアフリカに関する様々な情報を発信しております。
当ホームページの記載内容については、無断で転載することを禁止し ます。

Copyright ©2012 Franchir Co., Ltd.